

# 区連会 資料3-3-1

地区連合自治会町内会長 各位  
自治会町内会長 各位

旭区長 下田 康晴

## 各種委嘱委員の推薦について(依頼)

日頃から、区政の推進に格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在、各地域で御活躍いただいております次の委嘱委員の方々の任期が、令和3年3月末日をもちまして満了となります。委員の方々には、任期中に多大な御尽力をいただき、深くお礼申し上げます。

引き続き、令和3年4月からも、各委嘱委員の皆様の御協力を賜りたいと考えております。

つきましては、御多用のところ大変恐縮ですが、次により委嘱委員の推薦について御協力いただきますようお願い申し上げます。

委嘱委員	スポーツ 推進委員	消費生活 推進員	環境事業 推進委員	保健活動 推進員
任期	2年（令和3年4月1日から令和5年3月31日）			
推薦人数	各自治会町内会から原則1名			各自治会町内会から原則1名 250世帯以上の自治会町内会は、約250世帯に1名を目安でお願いします。
書類 お渡し先	連合自治会町内会 (11月区連会)	単位自治会町内会 (11月自治日より)		
提出方法	・単位自治会町内会から各連合自治会町内会長へ提出 ・各連合自治会町内会長から取りまとめた推薦書類を返信用封筒で提出	単位自治会町内会から返信用封筒(オレンジ色)で提出 ※各委員の推薦書類(3枚)を同封してください。		
提出期限	令和3年2月26日(金)			
問合せ先	地域振興課 生涯学習支援係 (954)6095	地域振興課 地域活動係 (954)6096	資源循環局 旭事務所 (953)4811	福祉保健課 健康づくり係 (954)6146
詳細資料	資料3-3-2	資料3-3-3	資料3-3-4	資料3-3-5

※ 青少年指導員は、令和3年11月、民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選は、令和4年5月頃に依頼します。

※ スポーツ推進委員の推薦書類は、各連合自治会町内会長よりお渡しいただきます。記入後の書類は、連合自治会町内会でお取りまとめの上、ご提出くださいますようお願いいたします。お取りまとめできない場合は、単位自治会町内会ごとでの提出をお願いします。

※ 本資料にある活動計画については、新型コロナウイルス感染症の影響により、内容に変更が生じる場合があります。



旭区のスポーツ、横浜のスポーツを支える！



# スポーツ推進委員



## 主な活動内容



市内で行われる国際大会のコース設営や管理に携わることで、**選手を間近でサポートすることが出来ます！**



老若男女を問わず競技に参加する「旭区民スポーツ祭」を開催しています。大会の中でスポーツ推進委員は、**運営や救護で活躍しています！**



審判講習会を受講することで、区内で行われる大会で**審判員として活躍しています！**



講習会を通して、**スポーツの知識を向上させます！**

開催月	年間スケジュール(予定)
5月	ITU世界トライアスロンシリーズ横浜大会
7月	審判講習会と救命講習会を隔年ごとに実施
8月	旭区民スポーツ祭8月大会
9月	旭区民スポーツ祭9月大会
9月	横浜シーサイドトライアスロン
10月	横浜マラソン
10月	旭ふれあい区民まつり
11月	旭区民スポーツ祭11月大会
12月	旭区クロスカントリー大会
1月	旭スーラシア駅伝
3月	旭区スポーツ人のつどい
3月	旭区スポーツ推進委員大会を隔年で実施

※全ての方に、全イベントに従事していただくわけではありません。各地区でどのイベントに従事するか、相談していただくこととなります。  
※このほか、各地区における行事があります。

※一括で社協のボランティア活動保険に入るので、安心して活動できます。また、ユニフォームや帽子なども支給されます。

# 横浜市消費生活推進員を募集します

横浜市では横浜市消費生活条例第16条に基づき、地域における安全で快適な消費生活を推進してくださる方を、消費生活推進員として市長が委嘱しています。現在約1,350人の消費生活推進員の方が、地域で熱心に活動していらっしゃいますが、令和3年3月の任期満了に伴い令和3・4年度の消費生活推進員を募集します。

自分のために、誰かのために、地域のために…仲間と一緒に活動しませんか？



(C) YUKI ISHII

消費者被害  
が増大して  
ます！！

電子マネーなど  
キャッシュレス  
時代を反映した  
被害

複雑化する  
商品や  
サービス

高齢者被害  
の増加

手口が  
巧妙化する  
悪質業者

消費生活推進員は

このような活動を行っています

買い物をして料理をして食事する。スマートフォンを使いこなし、旅行を楽しむ。「消費生活」は人の暮らしそのものですが、実は身近なことなのに理解できていないことも…。消費者トラブルを未然に防ぎ、地域の皆さんの安全でより良い「消費生活」をサポートすることを目的として、お住まいの地区ごとに、区ごとに活動をしています。

- ◆ 研修会で知識を身につける  
市や区役所で開催する研修や講座で、消費生活の知識や悪質商法の手口を、分かりやすく無料で学びます。
- ◆ 悪質商法未然防止など啓発講座を開く  
高齢者のための給食会や、PTAなどの集まりで紙芝居やビデオ講座をひらきます。
- ◆ 地域の高齢者などの見守り  
地域の高齢者の見守り活動などに参加して、消費生活情報を伝えます。
- ◆ 情報発信・広報活動  
地区の活動や消費生活の情報を、地域・区のイベントへの参加や情報紙を発行してお知らせします。
- ◆ 環境にやさしい取組、事業者との意見交換  
環境配慮の学習会、施設見学、商店街・生産農家などと意見交換をして知識を深め情報を伝えます。



## 消費生活推進員のハマ子さん

<p><b>ある日</b></p> <p>ご近所の一人暮らしのおばあちゃん、最近大きな荷物がよく届くわ。でも…声をかけるのは面識がないし。民生委員さんに相談してみようかしら。</p> <p>①</p>	<p><b>数日後</b></p> <p>この間連絡をくれたおばあちゃん、つぎつぎにお布団が届いて困っていたの。あなたに教えてもらった消費生活総合センターを案内したら、相談して解決することができましたよ。</p> <p>② 民生委員さん</p>
<p><b>そうだ！</b></p> <p>来月、町内会の茶話会で、悪質商法の手口や被害に遭わないためのポイントについて、啓発講座をさせてもらおうかしら。</p> <p>③</p>	<p><b>後日談</b></p> <p>啓発講座をやって私も消費者トラブルに遭わない知恵がついたわ。地域活動が健康寿命を延ばすともいうし…お仲間もできて、とても楽しくなってきたわ！</p> <p>④</p>

消費生活推進員の皆様の活動は、消費者被害に気付くための出前講座の実施や、被害で困っている高齢者を消費生活総合センターにつないでいただくなど、消費者被害防止にとっても有効です。

経済局消費経済課  
☎045-671-2584



# 環境事業推進委員は こんな活動をしています。



環境事業  
推進委員

## 分別排出実践・啓発活動

各自治会・町内会区域内のごみ集積場所において、分別排出及びごみ出しマナーの普及啓発活動

## 環境行動の実践・啓発活動

家庭内及び地域イベント等での3R行動の啓発行動の実践・啓発協力

## 地域清掃活動の推進

各自治会・町内会での地域一斉清掃等を継続的に実施するなどの取組を行う

## 推進委員の 主な活動

## 地域への情報提供

地域住民へのごみ減量・3R行動を中心とした脱温暖化の取組・地域美化等に関するこの情報提供

## 清潔できれいな街づくりの推進

区役所、自治会・町内会と連携して、不法投棄やポイ捨て防止等、街の美化にかかわる取組を行う

## 住民からの相談と 行政機関への連絡

地域での3R行動や美化活動等に関する相談があった場合には、資源循環局事務所や区役所との連携

## 区単位または地区連合単位での取組

- (1) 環境事業推進委員連絡協議会の活動
- (2) 街の美化推進等への参加・協力
- (3) 街頭クリーンキャンペーン(ポイ捨て防止キャンペーン)等への参加・協力
- (4) 研修会への参加
- (5) 他の地域団体との交流による協力体制づくり



## 環境事業推進委員の身分及び補償について

### 1. 身分について

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び同規則に基づき市長が委嘱する、「一般廃棄物の減量化及び再生利用を促進するボランティアとして地域で活動していただくリーダー」です。

### 2. 活動補償について

環境事業推進委員の身分はボランティアであることから、活動中の補償につきましては、市民活動保険にボランティア活動保険を付加することで、手厚い補償を行うこととします。



集積場所パトロールの様子



# 横浜市保健活動推進員



研修等の受講や活動の実践により、健康に関する知識が増え、ご自身やご家族の健康づくりができます。

活動を通じて地域の皆さんが健康になり、いきいきとした活力ある地域になります。  
また、地域での仲間づくりができ、支えあって暮らせる地域につながります。

## ◇保健活動推進員とは…？

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦により市長が委嘱します。地域の健康づくり活動の推進役、横浜市の健康施策のパートナー役として、地域で生活習慣病予防などの健康づくり活動を行います。

横浜市の健康づくり施策の指針である「第2期健康横浜 21」の地域における推進役として地域の人々の健康を支えるための活動を行うことが期待されています。

任期は令和3年4月から2年間です。

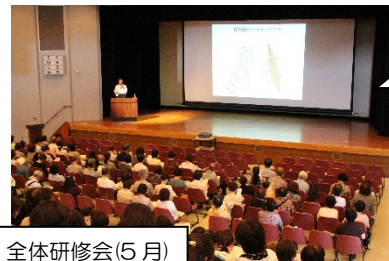
「第2期健康横浜 21」は、横浜市民の健康寿命を延ばすことを大きな目標としています。

## ◇活動内容は…？

- 地区単位や区単位の保健活動推進員会に属し、活動計画に沿って、他の保健活動推進員と一緒に活動します。
- 区役所が主催する育成研修を始め、様々な研修を通じて健康について学びます。それを、ご自身の健康づくりに活かしていただくとともに、地域の健康づくりのための活動に出来る範囲で取り組みます。
- 健康づくりを行う地域の団体等と共同で実施することや、区役所が主催する健康づくり事業に参加協力することもあります。
- 市民活動保険にボランティア活動保険を付加し、保健活動推進員の活動を補償します。
- 個人に対する報酬はありません。地区研修活動等に対して区から交付金があります。
- 永年にわたって活動いただいた方には、勤続表彰の制度があります。

### <活動例>

- 健康づくりに関する研修会への参加
- 健康チェック、体力測定の実施
- ウォーキング指導、体操教室の開催
- 受動喫煙防止や健(検)診受診促進の啓発活動



全体研修会(5月)

保健活動推進員の役割や活動内容を学んでいただけます。



受動喫煙防止・禁煙キャンペーン(5月)



健康フェアでの健康チェック(10月)



ウォーキングフレンズ事業

## 第 33 期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について

### 1 任期（委嘱期間）

2 年間（令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）

### 2 職務（横浜市スポーツ推進委員規則 第 2 条 抜粋）

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
- (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。

### 3 推薦方法及び人員

自治会町内会または地区連合町内会で協議の上、原則として自治会町内会から 1 名を推薦してください。

ただし、地域の実情に応じて、柔軟に対応することができるものとします。  
(地区内で人数調整が必要な場合は、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等と御相談ください。)

### 4 推薦基準

次の要件を満たす方を推薦してください。

※推薦にあたり、若い世代や女性の推薦について積極的にお願いします。

- (1) 20 歳以上の横浜市在住の方
- (2) 委嘱時（令和 3 年 4 月 1 日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方
- (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方
- (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方
- (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方

### 5 提出書類

第 33 期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦報告書

### 6 推薦報告書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和 3 年 2 月 26 日（金）
- (2) 提出先 各区地域振興課スポーツ推進委員担当

## 第33期横浜市スポーツ推進委員 改選事務日程

関連事務	事務経路	日程(予定)
市連会で依頼	スポーツ振興課 → 市連会	11月12日(木)
推薦依頼関係書類の送付	スポーツ振興課 → 各区	11月上旬
区連長会への依頼	各区 → 区連会	11月中旬から下旬
推薦依頼関係書類の送付	各区 → 自治会町内会	11月下旬～12月上旬
推薦報告書の提出	自治会町内会 → 各区	2月26日(金)
スポーツ推進委員推薦書の提出	各区 → スポーツ振興課	3月12日(金)
委嘱の通知・関係物品の送付	スポーツ振興課 → 各区	3月中旬
委嘱状伝達式案内状の送付	各区 → 各区スポ推	3月中旬
委嘱状伝達式	各区 → 各区スポ推	4月上旬
任期満了挨拶状の発送	各区 → 各区旧スポ推	4月上旬
推薦者宛てお礼状の発送	各区 → 自治会町内会	4月上旬
各区正副会長調査の依頼	スポーツ振興課 → 各区	4月中旬



## 各地区スポーツ推進委員委嘱32期実績と33期依頼数

地区名	第32期実績(令和2年11月6日時点)	第33期依頼数
鶴ヶ峰	21	23
白根	13	13
旭北	18	17
上白根	6	6
今宿	12	12
川井	11	12
若葉台	14	14
笹野台	12	13
希望が丘	12	13
希望が丘東	21	25
希望が丘南	9	9
さちが丘	9	9
万騎が原	15	15
二俣川	16	16
二俣川NT	11	11
旭中央	6	6
旭南部	7	7
左近山	8	9
市沢	7	7
合計	228	237

## 第 33 期横浜市スポーツ推進委員推薦要項

### 1 趣旨

現在委嘱しているスポーツ推進委員の任期が令和 3 年 3 月 31 日をもって満了するにあたり、スポーツ基本法第 32 条に基づき、新たなスポーツ推進委員の推薦・委嘱を行うため、この要項において必要な事項を定める。

### 2 委嘱日及び任期

- (1) 委嘱日：令和 3 年 4 月 1 日
- (2) 任 期：2 年（令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）

### 3 推薦方法

- (1) 区長は自治会町内会に候補者の選出を依頼する。
- (2) 区長は選出された候補者を取りまとめ、所定の様式により市長に推薦し、市長が委嘱する。

### 4 推薦人数

原則として自治会町内会あたり 1 名とする。ただし、地域の実情に応じて、柔軟に対応することができるものとする。（地区内で人数調整が必要な場合は、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長などと協議を行うこと。）

### 5 推薦基準

候補者の選出及び推薦にあたっては、次の要件に該当する者の中から、適任者を選考するものとする。

なお、若い世代や女性の登用に努めるよう留意する。

- (1) 20 歳以上の横浜市在住者であること。
- (2) 新任者は改選期日現在原則 65 歳未満、再任の場合は改選期日現在原則 70 歳未満であること。
- (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解があること。
- (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできること。
- (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できること。

# 横浜市スポーツ推進委員の職務概要

## 1 役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

## 2 スポーツ推進委員の主な事業

### 地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

- (1) 地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施
- (2) すべての市民（子ども・青少年・高齢者・障害者）へのスポーツの普及振興
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- (4) 文化・スポーツクラブへの参画
- (5) その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

### 市のスポーツ事業への参画並びに協力

- (1) 区のスポーツ事業
  - ① 区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等
  - ② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
  - ③ その他、区で行うスポーツ事業
- (2) 市のスポーツ事業
  - ① スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会
  - ② 地域の指導者として必要な研修事業
  - ③ 横浜マラソン・世界トライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業
  - ④ その他、横浜市で開催される国際競技大会等

## 【参考】

---

### スポーツ基本法（抜粋）

平成23年6月24日法律第78号

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

---

### 横浜市スポーツ推進委員規則（抜粋）

平成20年3月31日

規則第36号

（平23規則74・改称）

（職務）

第2条 委員は、市民のスポーツの振興のため、次に掲げる職務を行う。

- （1） スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
  - （2） スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
  - （3） スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
  - （4） 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。
-

## 横浜市スポーツ推進委員規則

平成23年 8 月 24 日

横浜市規則第74号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務及び任期その他委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員は、市民のスポーツの推進のため、次に掲げる職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
- (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 市長は、必要と認めるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(服務)

第4条 委員は、その職務を遂行するに当たり、相互に密接な連絡をし、協力しなければならない。

- 2 委員は、その職務の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第5条 委員は、常にその職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(地区協議会)

第6条 市長が別に定める区域の委員相互の連絡及び協議を行うため、当該区域ごとに地区スポーツ推進委員連絡協議会（以下「地区協議会」という。）を置く。

- 2 地区協議会は、前項の区域内の委員をもって組織する。
- 3 地区協議会に会長を置き、その構成員の互選により定める。
- 4 前項の会長は、地区協議会の会議を主宰する。



(区協議会)

第7条 地区協議会相互の連絡及び協議を行うため、区の区域ごとに区スポーツ推進委員連絡協議会(以下「区協議会」という。)を置く。

- 2 区協議会は、区の区域内の地区協議会の会長をもって組織する。
- 3 区協議会に会長を置き、その構成員の互選により定める。
- 4 前項の会長は、区協議会の会議を主宰する。

(市協議会)

第8条 区協議会相互の連絡及び協議を行うため、市スポーツ推進委員連絡協議会(以下「市協議会」という。)を置く。

- 2 市協議会は、区協議会の会長をもって組織する。
- 3 市協議会に会長を置き、その構成員の互選により定める。
- 4 前項の会長は、市協議会の会議を主宰する。

(地区協議会等への関係職員の出席)

第9条 横浜市職員は、関係のある地区協議会、区協議会又は市協議会に出席し、意見を述べることができる。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市体育指導委員規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の横浜市スポーツ推進委員規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

# 第33期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦報告書

※太枠は必須事項です。それ以外は各区任意で結構です。

(推薦者職氏名)

自治会・町内会名

自治会・町内会長名

(フリガナ)				性別
氏名				
再任・新任の別	32期末までの勤続年数(再任者のみ)	生年月日	令和3年4月1日現在の年齢	
再任・新任	年 月 日		歳	
住所		電話番号		
〒		(自宅)		
		(携帯)		
Eメール				
スポーツ・レクリエーションに関する資格・特技				
スポーツ推進委員活動において参考となる資格・特技がございましたら、ご記入ください。				

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市スポーツ推進委員連絡協議会及び各区スポーツ推進委員連絡協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

## 承諾書

令和 年 月 日

私は、横浜市スポーツ推進委員として推薦を受けることを承諾します。

(署名)



# 区連会 資料 3 - 3 - 3

経消第 475 号  
令和 2 年 1 1 月 1 日

自治会町内会会長 各位

横 浜 市 長

令和 3 ・ 4 年度横浜市消費生活推進員の推薦について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市消費生活推進員は、各自治会町内会長の方々をはじめとする皆様の御協力のもとで、地域における「安全で快適な消費生活の推進」のため、活動していただいておりますが、令和 1 ・ 2 年度委嘱の方々の任期が令和 3 年 3 月 31 日をもって満了となります。

つきましては、引き続き令和 3 ・ 4 年度の横浜市消費生活推進員事業を実施いたしますので、御多忙のところ恐縮ですが、貴自治会町内会からの消費生活推進員への推薦につきまして、格別の御支援、御協力をいただくようご依頼申し上げます。

担当 経済局消費経済課 松崎・金子  
電話 6 7 1 - 2 5 8 4  
F A X 6 6 4 - 9 5 3 3

# 令和3・4年度横浜市消費生活推進員の推薦について（依頼）

## 1 趣 旨

横浜市では、消費者の主体的活動を促進し、市民の安全で快適な消費生活の推進を図ることを目的として、横浜市消費生活推進員を「推薦」と「公募」により募集いたします。

なお、区によっては推薦・公募をしない場合もあります。

このうち「推薦」について、自治会・町内会等からの御推薦をお願いするものです。

## 2 任 期

- ・1期2年で市長から委嘱を受けて活動します。
- ・今回の募集は令和3年4月から令和5年3月までが任期となります。
- ・再任は2回までです。合計6年間の活動が可能です。

## 3 消費生活推進員とは

横浜市消費生活推進員は、次の活動を行います。

### (1) 地区活動

- ・地域と協力して、消費者被害未然防止のための予防知識など安全な消費生活に関する知識・情報の地域への普及・啓発や、地域の高齢者の見守り活動への参加など、安全な消費生活を目指した活動、消費者と事業者の交流促進などを行います。
- ・原則としてお住まいの連合町内会の範囲を地区と定め活動範囲とし、地区内の消費生活推進員全員で団体を形成し、団体として活動します。

活動分類	内 容	実施回数
消費生活に関する知識・情報の地域への普及啓発活動	消費者被害未然防止・拡大防止に関する啓発講座等の開催や地域の見守り活動への参加	年2回以上
	上記以外の消費生活に関する啓発講座等の開催	実施回数は任意 (地区の実情により実施)
	環境に配慮した購買行動の推進	
情報紙の発行・回覧、パネル等の展示の実施等の広報活動		
消費者と事業者の交流促進	商店街・メーカー等との意見交換・懇談会	

### (2) その他

- ア 推進員相互の情報交換等
- イ 研修への参加
- ウ 市が行う消費者行政に対する協力



#### 4 募集対象者

令和3年4月1日現在、20歳以上で、「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。候補者の事情等に御配慮いただき、選出をお願いします。

※なお、平成7年度以降に通算3期消費生活推進員に委嘱された方は、対象になりません。（平成5・6年度以前の委嘱は算入しません。）

#### 5 推薦用紙の配布について

推薦用紙は11月下旬から12月上旬にかけて区役所地域振興課から送付します。

#### 6 推薦書の記入について

自治会町内会名及び会長名を御記入の上、候補者本人に用紙をお渡しいただき、太枠内の候補者欄は候補者本人が御記入いただくようお願いいたします。

#### 7 提出期限

令和3年2月26日(金)までに区役所地域振興課まで御提出下さい。

自治会町内会の役員改選時期などの関係から募集期間内に推薦が困難な場合は、区役所地域振興課へ御相談下さい。

#### 8 委 嘱

令和3年4月以降、区が開催する委嘱式等の場で、委嘱状を交付します。

#### 9 その他

活動内容の詳細については、横浜市消費生活推進員募集ちらしをご覧ください。

## 横浜市消費生活推進員推薦の流れ

11月 下旬	連合会町内会 ↓	自治会町内会長に説明及び候補者推薦書の配布をお願いいたします。
12月 ～ 2月26日	自治会町内会 ↓	* 候補者の選出 ⇒ 候補者の事情等にご配慮いただき選出をお願いします。 (2人以上の場合は用紙を区役所地域振興課に請求願います) * 候補者推薦書に自治会町内会名、会長名の記入
	候補者 ↓	* 候補者が候補者推薦書の必要事項を記入
	自治会町内会 ↓	* 2月26日(金)までに候補者推薦書を、区役所地域振興課にご提出願います。 (自治会町内会の役員改選時期などの関係から募集期間内に推薦が困難な場合は、区役所地域振興課へ御相談下さい)
3月 下旬～	区地域振興課	とりまとめ、委嘱式等の通知

### 提出・問合せ先

区名	電話番号	FAX	住所	担当者
旭区 地域振興課	954-6091	955-3341	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12	野田頭・五十嵐

消費生活推進員の皆様の活動は、消費者被害に気付くための出前講座の実施や、被害で困っている高齢者を消費生活総合センターにつないでいただくなど、消費者被害防止にとっても有効です。



**令和3・4年度  
横浜市消費生活推進員候補者推薦書**

(提出先)  
横浜市 長

令和 年 月 日記入

\*印のみ自治会・町内会長がご記入ください。

	<b>* 地区名</b>
<b>* 自治会・町内会名</b>	
<b>* 会長氏名</b>	

次の方を横浜市消費生活推進員として推薦します。

☆以下は候補者本人がご記入ください。

☆	ふりがな																							
	氏名																							
	住所	〒																						
	電話番号																							
<p>消費生活推進員の経験は？(該当する番号すべてに○をしてください)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 今回初めて</td> <td style="width: 50%;">8 平成19・20年度に経験した</td> </tr> <tr> <td>2 令和1・2年度に経験した</td> <td>9 平成17・18年度に経験した</td> </tr> <tr> <td>3 平成29・30年度に経験した</td> <td>10 平成15・16年度に経験した</td> </tr> <tr> <td>4 平成27・28年度に経験した</td> <td>11 平成13・14年度に経験した</td> </tr> <tr> <td>5 平成25・26年度に経験した</td> <td>12 平成11・12年度に経験した</td> </tr> <tr> <td>6 平成23・24年度に経験した</td> <td>13 平成9・10年度に経験した</td> </tr> <tr> <td>7 平成21・22年度に経験した</td> <td>14 平成7・8年度に経験した</td> </tr> </table> <p>消費生活での関心事は何ですか？(最も関心のある番号に○をしてください)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 悪質商法等契約関係</td> <td style="width: 50%;">5 商品・サービスの安全性</td> </tr> <tr> <td>2 クレジット、カード</td> <td>6 IT化・インターネット関係</td> </tr> <tr> <td>3 食の安全</td> <td>7 金融サービス</td> </tr> <tr> <td>4 環境・リサイクル</td> <td>8 その他 ( )</td> </tr> </table> <p>年代(該当するものに「レ」を入れてください。)</p> <p> <input type="checkbox"/> 20歳代            <input type="checkbox"/> 30歳代            <input type="checkbox"/> 40歳代            <input type="checkbox"/> 50歳代            <input type="checkbox"/> 60歳代            <input type="checkbox"/> 70歳以上       </p>			1 今回初めて	8 平成19・20年度に経験した	2 令和1・2年度に経験した	9 平成17・18年度に経験した	3 平成29・30年度に経験した	10 平成15・16年度に経験した	4 平成27・28年度に経験した	11 平成13・14年度に経験した	5 平成25・26年度に経験した	12 平成11・12年度に経験した	6 平成23・24年度に経験した	13 平成9・10年度に経験した	7 平成21・22年度に経験した	14 平成7・8年度に経験した	1 悪質商法等契約関係	5 商品・サービスの安全性	2 クレジット、カード	6 IT化・インターネット関係	3 食の安全	7 金融サービス	4 環境・リサイクル	8 その他 ( )
1 今回初めて	8 平成19・20年度に経験した																							
2 令和1・2年度に経験した	9 平成17・18年度に経験した																							
3 平成29・30年度に経験した	10 平成15・16年度に経験した																							
4 平成27・28年度に経験した	11 平成13・14年度に経験した																							
5 平成25・26年度に経験した	12 平成11・12年度に経験した																							
6 平成23・24年度に経験した	13 平成9・10年度に経験した																							
7 平成21・22年度に経験した	14 平成7・8年度に経験した																							
1 悪質商法等契約関係	5 商品・サービスの安全性																							
2 クレジット、カード	6 IT化・インターネット関係																							
3 食の安全	7 金融サービス																							
4 環境・リサイクル	8 その他 ( )																							

※ 旭区役所地域振興課地域活動係へ2月26日(金)までにご提出願います。

(FAXでのご提出でも結構です。)

住所 〒241-0022  
旭区鶴ヶ峰1-4-12  
旭区役所地域振興課地域活動係  
FAX 955-3341

個人情報は次の目的でのみ利用しそれ以外の目的の利用はいたしません。

- ①会員相互の連絡用名簿
- ②自治会町内会及び令和1・2年度消費生活推進員(新旧事務引継ぎのため)へ情報提供



自治会・町内会長 各位

横浜市長 林 文子

令和 3・4 年度 横浜市環境事業推進委員の推薦について（依頼）

深秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、資源循環行政に格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、ごみの減量・リサイクルや地域の清潔保持等の推進を図るため、環境事業推進委員制度を設けておりますが、各自治会・町内会の御推薦により地域においてご活躍いただいている環境事業推進委員の皆様の任期が、令和 3 年 3 月 31 日に満了を迎えることとなりました。

つきましては、次により次期推進委員の御推薦をいただきますよう御依頼申し上げます。

1 任期（委嘱期間）

令和 3 年 4 月 1 日から 2 年間（令和 5 年 3 月 31 日まで）

2 環境事業推進委員の主な活動

- （1）自治会・町内会と連携したごみ減量による脱温暖化に向けた 3 R 行動の推進
- （2）自治会・町内会と連携した地域の清潔保持
- （3）環境事業に関する意見及び情報の提供等

3 推薦基準

- （1）自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方
- （2）3 R 行動の推進等の実践活動に積極的に取り組んでいただける方
- （3）ごみ集積場所において分別排出の普及啓発活動ができる方

以上を踏まえ、貴自治会・町内会から原則 1 名の御推薦を基本としますが、推薦人数につきましては、地域の実情に応じて柔軟な対応とさせていただきます。

また、ご推薦の際は、ご本人への確認をお願いいたします。（再任可）

4 推薦書の提出期限

**令和 3 年 2 月 26 日（金）までに、同封しました返信用封筒にて、資源循環局の各区収集事務所に推薦書（別紙）を送付願います。**

5 その他

- （1）市連会 11 月定例会において、今回の依頼についてご説明いたしました。ご参考までにその資料を同封いたします。
- （2）**推薦人数、提出期限等についてのお問い合わせ・ご相談は、各区収集事務所で承ります。（各区収集事務所の連絡先は裏面をご参照ください。）**
- （3）これまで 4 月から 5 月頃に行ってきた委嘱式につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて開催の可否を検討し、改めてお知らせします。

担当：横浜市資源循環局街の美化推進課  
石原・石川 電話 671-3817



資源循環局各区収集事務所 一覽

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L
鶴見事務所	230-0046	鶴見区小野町 39	(502) 5383
神奈川事務所	221-0036	神奈川区千若町 3-1-43	(441) 0871
西事務所	220-0055	西区浜松町 11-4	(241) 9773
中事務所	231-0812	中区錦町 11-2	(621) 6952
南事務所	232-0041	南区睦町 1-1-2	(741) 3077
港南事務所	234-0054	港南区港南台 8-4-41	(832) 0135
保土ヶ谷事務所	240-0025	保土ヶ谷区狩場町 355	(742) 3715
旭事務所	241-0005	旭区白根 2-8-1	(953) 4811
磯子事務所	235-0017	磯子区新磯子町 6	(761) 5331
金沢事務所	236-0003	金沢区幸浦 2-2-6	(781) 3375
港北事務所	222-0032	港北区大豆戸町 1238	(541) 1220
緑事務所	226-0018	緑区長津田みなみ台 5-1-15	(983) 7611
青葉事務所	225-0024	青葉区市ヶ尾町 2039-1	(975) 0025
都筑事務所	224-0064	都筑区平台 27-2	(941) 7914
戸塚事務所	244-0805	戸塚区川上町 415-8	(824) 2580
栄事務所	247-0013	栄区上郷町 1570-1	(891) 9200
泉事務所	245-0016	泉区和泉町 5874-14	(803) 5191
瀬谷事務所	246-0021	瀬谷区二ツ橋町 548-2	(364) 0561

令和3・4年度 横浜市環境事業推進委員推薦書

自治会・町内会名	区	自治会・町内会
----------	---	---------

(ふりがな) 推進委員氏名	住 所 (町名からお書きください)	就任の別(※)
	TEL(極力、日中に連絡できる場所をお願いします)	
	TEL (       )	新任・再任 昭和・平成・令和 年～(    )年
	TEL (       )	新任・再任 昭和・平成・令和 年～(    )年
	TEL (       )	新任・再任 昭和・平成・令和 年～(    )年
	TEL (       )	新任・再任 昭和・平成・令和 年～(    )年
	TEL (       )	新任・再任 昭和・平成・令和 年～(    )年
	TEL (       )	新任・再任 昭和・平成・令和 年～(    )年

※ 新任・再任のいずれかに○印をお付けいただき、再任の方は、最初の就任年及び経験延べ年数についてもわかる範囲でお書きください。

◇ 推薦書に書ききれない場合には、各区収集事務所にご連絡いただければ必要枚数を送付いたします。また、コピーしてお使いいただいても構いません。

横 浜 市 長

上記の方を環境事業推進委員に推薦いたします。

自治会・町内会長氏名

⑩

※事務所記入欄

受 付 日 : 令和      年      月      日
受 付 者 :
委 嘱 年 月 日 : 令和      年      月      日

令和3・4年度 横浜市環境事業推進委員推薦書

自治会・町内会名	〇〇	区	△△△	自治会・町内会
----------	----	---	-----	---------


(ふりがな) 推進委員氏名	住 所 (町名からお書きください)	就任の別(※)
	TEL(極力、日中に連絡できる場所をお願いします)	
横浜 花子	西町2-1	<input checked="" type="radio"/> 新任 ・ <input type="radio"/> 再任 昭和・平成・令和 年～( )年
	TEL ( 090 )1234-5678	
横浜 太郎	東町1-1	新任 ・ <input checked="" type="radio"/> 再任 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 令和 27年～( 6 )年
	TEL ( 045 )987-6543	
		新任 ・ 再任 昭和・平成・令和 年～( )年
	TEL ( )	
		新任 ・ 再任 昭和・平成・令和 年～( )年
	TEL ( )	
		新任 ・ 再任 昭和・平成・令和 年～( )年
	TEL ( )	
		新任 ・ 再任 昭和・平成・令和 年～( )年
	TEL ( )	

※ 新任・再任のいずれかに○印をお付けいただき、再任の方は、最初の就任年及び経験延べ年数についてもわかる範囲でお書きください。

◇ 推薦書に書ききれない場合には、各区収集事務所にご連絡いただければ必要枚数を送付いたします。また、コピーしてお使いいただいても構いません。

横 浜 市 長

上記の方を環境事業推進委員に推薦いたします。

自治会・町内会長氏名 □□ ◇◇◇ 

※事務所記入欄

受 付 日 : 令和 年 月 日
受 付 者 :
委 嘱 年 月 日 : 令和 年 月 日

## 令和 3・4 年度 横浜市環境事業推進委員の推薦について（依頼）

### 1 趣旨

横浜市では、「ヨコハマ<sup>スリム</sup>3R夢プラン」（横浜市一般廃棄物処理基本計画）に基づき、分別・リサイクルだけではなく環境に最もやさしいリデュース（発生抑制）の取組を進め、ごみと資源の総量を削減するとともに、脱温暖化を推進し、環境負荷の更なる低減を図ることで、豊かな環境を後世に引き継ぐことを目指しています。

環境事業推進委員の方々は、ヨコハマ<sup>スリム</sup>3R夢プランを進めていくうえで、大変重要な役割を担っていただいております。

つきましては、令和元年度に委嘱しました環境事業推進委員の任期（2年間）が満了となりますので、令和3年度に新たに委嘱する環境事業推進委員のご推薦をお願いいたします。

### 2 委嘱期間

令和3年4月1日から2年間（令和5年3月31日まで）

### 3 推進委員の主な活動（詳細は裏面のとおり）

- (1) 自治会・町内会と連携した、ごみ減量による脱温暖化に向けた3R行動の推進
- (2) 自治会・町内会と連携した地域の清潔保持
- (3) 環境事業に関する意見及び情報の提供等

### 4 推薦人数

各自治会・町内会から1名の推薦を基本としますが、推薦人数については地域の実情に応じ、柔軟に対応いたします。（再任可）

### 5 推薦基準

- (1) 自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方
- (2) 3R行動の推進等の実践活動に積極的に取り組んでいただける方
- (3) ごみ集積場所において分別の実践・啓発活動ができる方

### 6 推薦時期

令和2年11月下旬に、各自治会・町内会長に推薦依頼書をお送りいたしますので、令和3年2月26日（金）までに資源循環局の各事務所に推薦書を御返送願います。

### 7 委嘱式

これまで4月から5月頃に行ってきた委嘱式につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて開催の可否を検討し、改めてお知らせします。

担当 資源循環局街の美化推進課 045-671-3817

裏面あり

## ◆環境事業推進委員の活動内容

### 1 自治会・町内会単位の取り組み

項 目	内 容
ごみ集積場所における分別排出実践・啓発活動	各自治会・町内会区域内のごみ集積場所において、分別排出及びごみ出しマナーの普及啓発活動
3 R 活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動	・資源集団回収の更なる推進 ・家庭内及び地域イベント等での3 R 行動の実践・啓発協力
地域清掃活動の推進	各自治会・町内会での地域一斉清掃等を継続的に実施するなどの取組を行う。
清潔できれいな街づくりの推進	区役所、自治会・町内会と連携して、不法投棄やポイ捨て防止等、街の美化にかかわる取組を行う。
地域への情報提供	地域住民へのごみ減量・3 R 活動を中心とした脱温暖化の取組・地域美化等に関する情報の提供等
住民からの相談と行政機関への連絡	地域での3 R 活動や美化活動等に関する相談があった場合には、資源循環局事務所や区役所との連絡

### 2 区単位または地区連合単位での取り組み

- (1) 環境事業推進委員連絡協議会の活動
- (2) 街の美化推進等への参加・協力
- (3) 街頭クリーンキャンペーン（ポイ捨て防止キャンペーン）等への参加・協力
- (4) 研修会への参加
- (5) 他の地域団体との交流による協力体制づくり

## ◆横浜市環境事業推進委員の改選に伴う推薦事務日程

令和3・4年度を任期とする環境事業推進委員の推薦について、概ね以下のような日程で進めさせていただきます。

	日 程	会 議 等	内 容
令和2年	11月12日(木)	横浜市町内会連合会定例会	推薦依頼（家庭系対策部担当部長）
	11月中旬	各区連合町内会定例会	推薦依頼 （各区資源循環局事務所長から推薦依頼及び御説明をさせていただきます。）
	11月下旬	推薦依頼文書を発送	地域振興課配送ルートにより、各自治会町内会長あて送付させていただきます。
令和3年	2月26日(金)	推薦書の提出締切日	推薦書を各区資源循環局事務所あてに送付をお願いします。
	4月以降	委嘱式	区ごとに開催



自治会町内会会長 様

旭区における横浜市保健活動推進員の推薦について（依頼）

## 1 趣旨

現在委嘱している保健活動推進員の任期が、令和3年3月末日をもって満了となります。そこで、次期の保健活動推進員を委嘱するため、次により推薦をお願いいたします。

## 2 任期等

**2年間（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）**

※ただし、再任を妨げません。

## 3 保健活動推進員の活動

「地域における健康づくり活動」に従事していただきます。

- ・詳しくは、添付の「横浜市保健活動推進員の活動」を御覧ください。
- ・推薦される予定の方には「各自治会町内会から、保健活動推進員に推薦される予定の皆様へ」をお渡しください。

## 4 推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を推薦してください。

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
- (2) 任期の2年間を通して活動ができる方
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
- (5) 委嘱時（令和3年4月1日現在）に、78歳未満の方

## 5 推薦依頼人数

\_\_\_\_\_人

【人数の算定方法】

各自治体町内会あたり1名を目安として、**250世帯以上の自治会町内会は、約250世帯につき1名を目安**にお願いします。

## 6 推薦方法

各自治会町内会で、必要に応じ、現在委嘱されている地区保健活動推進員会会長などと御協議のうえ、添付「保健活動推進員推薦名簿」により区長あて推薦してください。

※ 名簿には住所などの個人情報に記載されていますので、取り扱いには十分御注意をお願いします。

## 7 推薦の期日および提出先

- (1) 推薦の期日 令和3年 **2月26日(金) 必着**
- (2) 提出先 旭区福祉保健課 健康づくり係 (電話 045-954-6146)
- (3) 他団体の推薦書類と一緒に、所定の返信用封筒でご提出ください。

## 8 お願い

保健活動推進員は、福祉保健センター等が実施する研修を受講して健康や地域活動について学び、学習成果を活かして活動しますので、2年間在職することによって所期の職務を果たすことができます。

保健活動推進員の推薦にあたっては、2年間の任期を満了できますよう、格別の配慮をお願い申し上げます。

万が一やむを得ず、委嘱期間内の交替をする場合は、「保健活動推進員推薦名簿」を自治会町内会長様より旭区福祉保健課健康づくり係までご提出ください。ご提出いただいた推薦等名簿によって、ボランティア保険の退会・入会の管理を行っておりますので、交替があり次第、速やかにご提出をお願いいたします。

担当：旭区福祉保健課健康づくり係  
鋪、市川  
電話：045-954-6146  
FAX：045-953-7713

# 横浜市保健活動推進員の活動

【令和2年11月】

## 1 保健活動推進員とは

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦により市長が委嘱をします。地区単位や区単位で活動する地域の健康づくりの推進役で、行政の健康づくり施策のパートナーです。

## 2 保健活動推進員の活動内容

健康づくりを自ら実践するとともに、それを周囲の人に広め、地域全体で健康づくりに取り組んでいく活動を行っています。

【まずは】ご自身の健康づくりと周囲の方への働きかけをお願いしています

### 自分の健康づくり

①健康づくりについて基礎知識を身につける

②自分の健康状態を知る

例：研修の受講、健診・検診の受診等

③自ら正しい生活習慣を実践する

例：運動の習慣化等

### 周囲への働きかけ

④家族・知人に健康づくりを働きかける

例：研修内容を伝える、健診・検診への参加を呼び掛ける  
地域での健康講座（学習会、講演会、体操教室）の案内等

【次に】地域のための活動をお願いしています

### 地域住民の健康づくり支援

⑤福祉保健センターと連携し、健康づくりに取り組みやすい環境づくりを行う

例：区福祉保健センターの健康づくり事業への協力  
地域の健康課題やニーズを福祉保健センターへ発信  
住民への健康情報の提供、啓発活動（タバコの害、健診・検診など）

【さらに・・・】ベテラン・リーダー的な推進員になったら

### 地域ぐるみで健康づくりを推進する風土づくり

⑥健康づくりを定着させる仕組みをつくる

例：持続的、自律的な活動とするための組織運営、組織づくり、担い手の育成  
地域の課題解決に向けた活動、様々なグループと連携した活動の展開

## 3 横浜市保健活動推進員会の令和2年度の活動テーマ

「特定健診・がん検診の普及啓発」「禁煙・分煙・受動喫煙防止の推進」「歯科口腔保健の推進」「ウォーキングポイント事業等への協力と推進」等に加えて、令和2年度は「新たな感染症の予防に関する普及啓発」に取り組んでいます。

## 4 研修・表彰式

健康に関する知識や情報を得ていただくため、区や市で研修を実施します。永年にわたって活動していただいた方への勤続表彰等の制度があります。

保健活動推進員の活動等についての説明です。

推薦を受ける予定の方、推薦を受けた方は必ずお読みください。

## 各自治会町内会から、保健活動推進員に推薦される予定の皆様へ



### 保健活動推進員とは？

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦を受けて市長に委嘱され、地域の健康づくり活動の推進役、横浜市の健康づくり施策のパートナー役として、地域において生活習慣病予防などの健康づくり活動を行います。

任期は4月から2年間です。

### どんな活動をするの？

研修などを通じて健康について学び、自分の健康づくりとともに、地域の健康づくりのための活動に、出来る範囲で取り組みます。

#### 活動例

- ・健康づくりに関する研修会へ参加
- ・健康チェック、体力測定の実施
- ・ウォーキング、体操教室の開催
- ・タバコの害の啓発活動 など



### どうやって活動するの？

地区・区単位で組織する保健活動推進員会で活動計画を立て、他の保健活動推進員と一緒に活動します。健康づくりを行う地域の団体等と共同で実施することもあります。区役所が主催する健康づくり事業に参加協力することもあります。

(活動例：区民まつりでの健康測定、健（検）診の普及啓発など)

個人に対する報酬はありませんが、活動経費（実費）に対する補助があります。区役所が主催する育成研修を受講し、健康や地域での活動について学べます。

研修等の受講や活動の実践により、保健活動推進員自ら、健康づくりが出来ます。地域の皆さんが健康になることにより、いきいきとした活力ある地域になります。地域での活動を通じて、住民同士につながりが生まれ、支えあって暮らせる地域になります。

### 活動保障について

保健活動推進員の皆様が安心して活動できるようにするため、活動中や活動前後の移動途中でケガをした場合、相手にケガを負わせてしまった場合、器物を破損してしまった場合に備え、社会福祉法人全国社会福祉協議会ボランティア活動保険、横浜市市民活動保険に横浜市が加入しています。

### 個人情報の取扱いについて

自治会町内会から区役所に提出いただく「推薦名簿」には、委嘱及び事務連絡のために必要な最小限の個人情報を記載させていただきます。活動に必要な場合は、保健活動推進員会で、皆様のお名前と連絡先を記載した名簿を作成し、会の中で配布することもあります。

横浜市旭区長

推薦団体(自治会町内会名) \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 保健活動推進員推薦名簿

(任期：令和3年4月1日～5年3月31日)

先に依頼のありましたこのことについて、次のとおり推薦します。

ふりがな 氏名	住所(町名から)	電話番号	満年齢	新任・再任 の別	町代表 ○印※
				新	
				再	
				新	
				再	
				新	
				再	
				新	
				再	

※複数名推薦する場合は町代表の方1名を決めていただき、「町代表」欄に○印をつけてください。

※250世帯以上の自治会町内会は、約250世帯につき1名を目安でお願いします。

## 【お願い】

推薦事項に異動がある場合は、ただちに区の福祉保健課に連絡をし、変更の手続きをとってください。

名簿には住所などの個人情報に記載されていますので、取り扱いには十分に御注意をお願いします。

## 保健活動推進員の推薦要件

横浜市民で

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲があること
- (2) 任期の2年間を通して活動ができること
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができること
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できること
- (5) 委嘱時(令和3年4月1日現在)に、78歳未満であること